

騒音の処理方法概要書

(単位 デシベル)

条例施行規則別表第1の指定施設の名称及び事業所内の名称を記入してください。

防音カバー、消音器の設置等の騒音を減衰させる方法を具体的に記入してください。減衰値は、設計によって異なるので、各メーカーと相談の上記入してください。

距離減衰・建屋減衰の確認資料は、距離が明示されている図面、建屋の側壁の材質がわかる資料を添付してください。

①・発生源である施設等		61(1)ボイラー BS-1			
④発生源での騒音レベル		1 m 81 d B	m d B	m d B	m d B
騒音対策による減衰値	⑤音源対策による減衰	d B	d B	d B	d B
	音源対策の内容		発生源の騒音レベルを測定した地点から規制基準が適用される地点までの距離により減衰した数値を記入してください。		
	⑥距離減衰	103m 40.2 d B			
	⑦建屋による減衰	20 d B (ALC100mm)			
	⑧防音対策による減衰	d B	d B	d B	d B
防音対策の内容		防音壁、吸音板の設置等の騒音の伝搬を減らすために講じた方法を具体的に記入してください。			
⑨減衰値合計 ⑤+⑥+⑦+⑧		60.2 d B			
②規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号			A		
③敷地境界線上の騒音レベル予測値 ④-⑨		21 d B		d B	d B
施設の使用時間		8時00分～ 17時00分			
当該事業所に適用される規制基準		【午前8時から 午後6時まで】 75 d B	【午前6時から午前8 時まで及び午後6時 から午後11時まで】 75 d B	【午後11時から 午前6時まで】 65 d B	
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 発生源での騒音レベルの根拠を明らかにする書類 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離並びに規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号を示した図面 <input checked="" type="checkbox"/> 音源対策、建屋又は防音対策による減衰の根拠を明らかにする書類				

- 備考 1 発生源である施設等の欄には、同じ型式の施設を複数台設置する場合は、施設の数だけ記入してください。
- 2 音源対策の内容の欄には、防音カバー、消音器の設置等の騒音を減衰させる方法を

具体的に記入してください。

- 3 距離減衰の欄には、発生源の騒音レベルを測定した地点から規制基準が適用される地点までの距離により減衰した数値を記入してください。
- 4 防音対策の内容の欄には、防音壁、吸音板の設置等の騒音の伝搬を減ずるために講じた方法を具体的に記入してください。
- 5 規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号の欄には、発生源の騒音が最も大きくなる位置を推定し、規制基準が適用される地点として添付した図面に記載した番号又は記号を記入してください。
- 6 添付書類の欄には、添付した書類については□内に☑印を記入してください。

距離減衰の計算方法（例）

r1: 指定施設の発生源での騒音レベル(dB)を測定した際の発生源からの距離(単位 メートル)

r2: 指定施設から敷地境界までの距離(単位 メートル)

①点音源

打音などのように、点とみなされる状態で音が発生している場合点音源の距離減衰

$$\text{減音量} = 20 \times \text{LOG}_{10}(r2/r1)$$

②線音源

一列に並んだ機械、道路の交通騒音などのように、音源が長い線状をなしている場合線音源の距離減衰

$$\text{減音量} = 10 \times \text{LOG}_{10}(r2/r1)$$

建屋による減衰については、それぞれ建物の設計仕様を設計業者に確認のうえ減衰値を記入してください。県HPで公開している「(参考) 建築材料の透過損失」(様式記載例と同一ページに掲載)も参考にしてください。